

# 柴田町ファミリー・サポート・センター事業 活動の手引き



柴田町ファミリー・サポート・センター

## 1. 柴田町ファミリー・サポート・センター

かつては、友達同士、親戚、ご近所などで自然に行われていた、子どもの預けあい、そんな地域の助け合いを、新しい形でサポートする活動です。

子育ての援助を受けたい方（利用会員）と子育ての援助を行いたい方（協力会員）が共に会員となり、お互いの立場を理解し合い、信頼関係を築いた上、両会員が有償にて援助活動を行います。事務局は「柴田町子育て支援センター（船迫こどもセンター）」内に置きます。

## 2. 会員登録できる方

- 子育ての援助を受けたい方

【利用会員】 町内に住所を有し、生後6か月から小学校6年生までの子どもと同居（同住所）している方です。

- 子育ての援助を行いたい方

【協力会員】 町内に住所を有し、援助活動を行うことができる20歳以上の方であって、センターが実施する講習を修了した方です。

ただし、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、保健師の資格を有しその職に就いていた方、又は子育てサポーター養成講座を修了しサポーターとして実務経験がある方は、講習の一部が免除されます。（資格等を証明するものの写しを提出してください。）

講習を修了した方には、修了証を発行します。

利用会員と協力会員の両方の登録を希望する場合には、両方会員になることもできます。会員登録料、年会費、講習会受講料はありません。センターを退会するときは、退会届に会員証を添えて提出してください。会員は次のいずれかに該当したときは、会員の資格を喪失します。会員の資格を喪失したときは、直ちに会員証をセンターに返還してください。

- ・会員の要件に該当しなくなったとき。
- ・実施要綱の規定に違反したとき。

## 3. 援助活動の内容

利用会員と協力会員両者の合意により、実施される次の援助活動です。

- 子どもの送迎（利用会員が指定した場所）
- 一時的な子どもの預かり（利用会員のリフレッシュなどでの利用も可能）

・子どもの預かりは、会員間の同意の場所で行います。

・子どもが病気の時の預かりや子どもを病院へ連れて行ってほしいといった援助は行いません。

・「利用会員1人」対「協力会員1人」であれば、兄弟など複数の子どもを預けることができますが、アドバイザーに相談ください。

## 4. 援助活動の時間

援助可能時間は午前7時から午後7時までです。会員間の同意があれば、時間を延長することができます。

・子どもの宿泊を伴う援助活動は行うことはできません。

・援助活動の時間は、子どもを預かった時間から親に引き渡した時間までです。

## 5. 援助活動の流れ例) 利用施設（保育所等）への迎えとその後の預かりを行う場合

### ①援助活動の申込み（利用会員⇒センター）

利用会員が援助活動を受けたいときは、センターに援助の申込みをします。



### ②援助活動の打診（アドバイザー⇒協力会員）

申込み後、アドバイザーは、申込みの内容にふさわしいと思われる協力会員に連絡します。



### ③援助活動の了解（協力会員⇒アドバイザー）

### ④協力会員紹介（アドバイザー⇒利用会員）

アドバイザーは協力会員の了解を受け、利用会員に援助活動を行うことができる協力会員を紹介します。



### ⑤事前打合せ（利用会員⇔協力会員）

事前打合せは、センターにて行い、アドバイザーも加わり実施します。援助活動内容について事前に十分な協議を行い、両者の合意により援助活動内容を決定します。（利用会員は、決定した援助活動の内容以外の援助活動を要求することはできません。）



### ⑥子どもを迎えに行く協力会員の連絡（協力会員⇒利用施設（保育所等））

利用会員は保育所に、協力会員が代わりに迎えに行くことを伝えておきます。



### ⑦援助活動の実施（協力会員⇒保育所、利用会員）

協力会員は、子どもを利用施設（保育所等）へ迎えに行き、預かりを実施した後、利用会員に引き渡すとともに、援助活動の内容を援助活動報告書に記入し、利用会員の確認を受けます。



### ⑧報酬等の支払い（利用会員⇒協力会員）

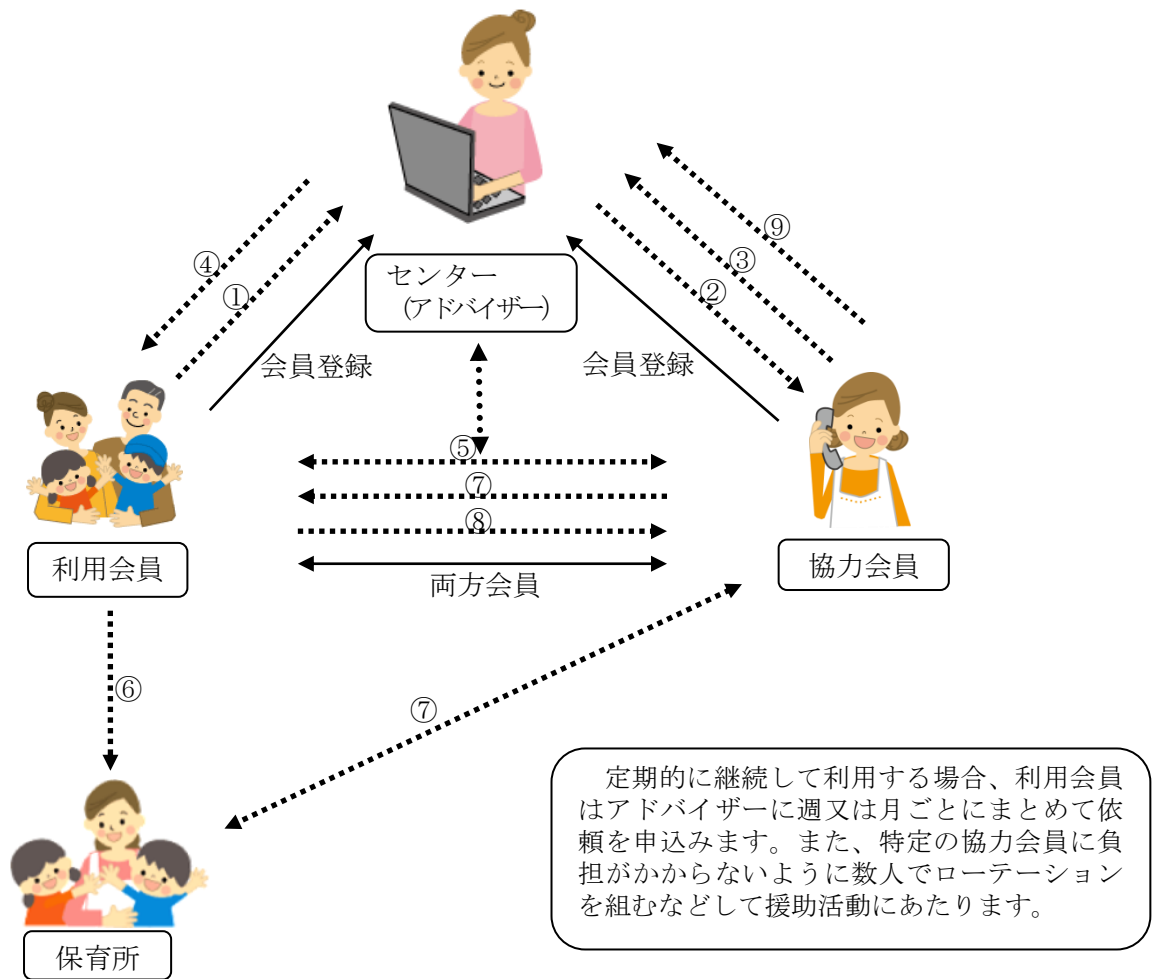
利用会員は、援助活動報告書の確認後、その都度協力会員に対して報酬等の基準に従って報酬及び実費を支払います。

協力会員は、報酬等を受け取ったときは、援助活動報告書に押印し、2枚目を利用会員に渡します。



### ⑨活動報告の提出（協力会員⇒センター）

協力会員は一か月分の援助活動報告書を翌月の5日までにセンターに提出します。



## 6. センターの開設時間

月曜日～金曜日（平日）の午前9時～午後4時です。

※ 国民の祝日及び年末年始（12/29日～翌年1/3）はお休みです。

## 7. 報酬等の基準

この活動は、ボランティアの精神に基づいたもので、営利目的や協力会員の収入を保障するものではありません。しかし、協力会員が責任を持って活動するため、また、利用会員が必要以上の気遣いをしないために一定の報酬額を定めているものです。

報酬	時間区分	基準額（一人当）
1	月曜日～金曜日の午前7時～午後7時（国民の祝日及び12月29日～翌年の1月3日までの日を除く）	1時間 600円
2	上記以外の時間	1時間 700円
(1) 利用会員が複数の子どもを預ける場合は、二人目からは基準額の半額です。 (2) 援助活動の開始から最初の1時間までは、1時間に満たない場合でも1時間とみなして計算します。 (3) 援助時間が1時間を超える場合は、30分までは基準額の半額とし、30分を超え1時間以内は1時間として計算します。 (4) 援助時間は、協力会員が子どもを預かったときから利用会員に子どもを引き渡したときまでの時間です。 (5) キャンセル料は、次のとおりです。（援助の時間を短縮及び変更する場合も同様です。） ・利用予定日の前日までの取消：無料 ・利用予定開始時刻までの取消：上記基準額の半額 ・利用予定開始時刻までに取消をせず、利用しなかった場合：上記基準の全額		
実費	①交通費（公共交通機関の運賃、自動車の燃料代） ②食事代（ミルク又はおやつ等を含む。） ③おむつ代  (1) 利用会員及び協力会員があらかじめ協議して金額を定めてください。 (2) 利用会員が②、③について、特定の物を希望する場合は、利用会員が現物を用意してください。	

## 8. 会員の責務・遵守事項

- 会員は援助活動により知り得た他の会員の秘密を守らなければなりません。退会後も同様です。
- 会員は、援助活動を通じて物品の販売、あっ旋、宗教活動、政治活動等を行ってはけません。
- 協力会員は援助活動中の子どもの安全確保と事故の発生予防に努めてください。
- 協力会員は援助活動中の子どもに異常を認めたときは、利用会員に連絡するとともに状況に応じた適切な処置を行ってください。その後、センターへ報告してください。
- 協力会員は同時に複数の利用会員に対しての援助活動は行うことはできません。
- ファミリー・サポート・センター補償保険（P5参照）適用外の事故については、会員間で解決してください。

## 9. ファミリー・サポート・センター補償保険

援助活動に関して生じた事故に備えて、傷害保険、賠償責任保険等に参加します。  
保険に参加する費用は、センターが負担します。

### (1) 協力会員傷害保険

事由	補償額
死亡	500万円
後遺障害	20万円～500万円（後遺障害の程度により）
入院（1日）	3,000円（180日以内の入院に限る）
手術	3,000円×所定倍率（10倍、20倍または40倍）
通院（1日）	2,000円（180日以内の通院に限り90日限度）

#### 【補償例】

- ・走ってくる子どもを受け止めようとして支えきれず転んでケガをした。
- ・子どもを送って帰宅途中、雨で濡れた階段で滑ってケガをした。

#### 【対象とならない主な傷害】

- ・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った傷害
- ・酒酔運転、無資格運転中に被った傷害
- ・疾病または心神喪失によって被った傷害
- ・戦争、暴動などによって被った傷害
- ・むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- ・ウイルス性食中毒
- ・その他「急激かつ偶然な外来」の条件を欠くもの（靴ずれ、しもやけ、ひやけ等）

### (2) 子ども傷害保険

事由	補償額
死亡	300万円
後遺障害	12万円～300万円（後遺障害の程度により）
入院（1日）	3,000円（180日以内の入院に限る）
手術	3,000円×所定倍率（10倍、20倍または40倍）
通院（1日）	2,000円（180日以内の通院に限り90日限度）

#### 【補償例】

- ・子どもが階段から落ちてケガをした。

#### 【対象とならない主な傷害】

- ・(1)協力会員傷害保険と同じ

### (3) 賠償責任保険

事由	補償額
対人・対物	2億円限度（1事故あたり）
初期対応費	500万円限度
訴訟対応費	1,000万円限度
現金盗難	10万円限度

#### 【補償例】

- ・協力会員の不注意でお湯がこぼれ子どもにやけどをさせ、賠償請求を受けた。
- ・協力会員が提供した食事が原因で子どもが食中毒を起こし、賠償請求を受けた。

#### 【対象とならない主な例】

- ・故意
- ・地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ・戦争、暴動、変乱、騒じょうまたは労働争議
- ・同居の親族に対する賠償責任
- ・預かっていた他人の財物についての賠償責任（現金は除きます）
- ・排水または排気（煙を含みます）に起因する賠償責任
- ・自動車、原動機付自転車、航空機、昇降機、施設外にある船・車両、動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任

### (4) お見舞い金制度

利用会員の子どもが協力会員宅の財物を破損したり、協力会員の家族にケガをさせたりした場合等に、協力会員に対して30,000円を限度にお見舞い金が支払われます。

お見舞い金は、1活動につき1回（1活動に複数の事故があっても、1事故として）支払われます。

#### 【お見舞い金額】

- ・被害を受けた金額によって支払われる金額が変わります。お見舞い金の請求には見積書及び領収書が必要です。

## 10. 幼児保育・教育の無償化

令和元年10月1日より以下の方は柴田町に申請をすることでファミリー・サポート・センター事業の利用料（報酬）が上限額まで無料となります。無償化の対象となるのは報酬部分だけです。食費や交通費などの実費は対象となりません。また、利用の対象となるものは「保育」を含む活動です。「送迎のみ」の場合は対象となりません。

### （1）対象者

保育所、幼稚園（※1）、認定こども園等を利用しておらず①または②に該当するお子さんです。

①保育の必要性がある3～5歳児（月額37,000円まで）

②保育の必要性があり、かつ非課税世帯の0～2歳児（月額42,000円まで）

保育の必要性とは就労や病気など家庭で保育をできない理由のことをいいます。

※1…幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育提供時間数が8時間未満または年間開所日数が200日未満）場合は幼稚園の利用料を上限額から差し引いた金額まで対象となります。（日額限度額あり。450円/日）

### （2）利用方法

無償化の制度を利用するためには以下の手続きが必要です。

①「子育てのための施設等利用給付認定申請書」へ必要事項を記入し保育の必要性がわかる添付書類と併せて提出してください。

②審査が終了次第、町から認定通知が送られてくるので、センターへ写しを提出してください。

③活動を利用し協力会員へ報酬支払後、領収書を受け取ってください。

④「施設等利用費請求書」に必要事項を記入し③で受け取った領収書と併せて町へ提出してください。

⑤指定の口座へ柴田町より利用料分の金額が振り込まれます。振込日は下記をご覧ください。

※認定期間内であれば初回の活動以後は①～②は不要となります。

### 振込日

申請受付期間	指定振込日
（4月～6月分）7月10日まで	7月末日
（7月～9月分）10月10日まで	10月末日
（10月～12月分）1月10日まで	1月末日
（1月～3月分）4月10日まで	4月末日

申請受付期間を過ぎた月の利用料請求申請は随時受付をします。



# 【記入例】

様式第6号（第15条関係）

事前打合せ書

打合せ年月日 令和〇〇年〇月〇日

打合せ時間 午前10時00分

打合せ場所 センター

利用会員	会員番号	氏名		住所・電話番号	
	<b>10001</b>	<b>柴田 町子</b>		<b>柴田町大字船岡字若葉町3-△△</b> 電話： <b>0224（55）××××</b>	
協力会員	会員番号	氏名		住所・電話番号	
	<b>20001</b>	<b>宮城 花子</b>		<b>柴田町大字船岡字若葉町10-△△</b> 電話： <b>0224（87）××××</b>	
(ふりがな) 子どもの名前	( <b>けんた</b> ) <b>健太</b>	<b>男</b> 女	愛称( <b>けんちゃん</b> )	( <b>かな</b> ) <b>佳奈</b>	<b>男</b> <b>女</b> 愛称( <b>かなちゃん</b> )
生年月日 (年齢)	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ( <b>5</b> 歳)			平成〇〇年〇〇月〇〇日 ( <b>1</b> 歳)	
利用している 保育所・学校等 (学年・組)	<b>西船迫保育所</b> ( <b>めろん</b> )			<b>西船迫保育所</b> ( <b>もも</b> )	
緊急連絡先	1	氏名 <b>柴田 町子</b> 続柄 <b>母</b>		携帯電話 <b>090-1234-****</b>	
		勤務先 <b>ファミリー生命</b>		電話 <b>0224（55）××××</b>	
	2	氏名 <b>柴田 太郎</b> 続柄 <b>父</b>		携帯電話 <b>090-8765-****</b>	
		勤務先 <b>サポート銀行</b>		電話 <b>0224（54）××××</b>	
	3	氏名 <b>松竹 梅子</b> 続柄 <b>祖母</b>		携帯電話	
		勤務先		電話 <b>0224（58）××××</b>	
かかりつけ 医療機関	内科		内科		
	<b>船岡クリニック</b> 電話 <b>0224-55-****</b>		<b>船岡クリニック</b> 電話 <b>0224-55-****</b>		
	外科		外科		
	<b>船迫外科</b> 電話 <b>0224-57-****</b>		<b>船迫外科</b> 電話 <b>0224-57-****</b>		
加入健康保険	被保険者名 <b>柴田 太郎</b>		記号・番号 <b>1-234</b>		
	名称 <b>サポート銀行健康保険組合</b>				



## 【記入例】

様式第7号（第15条関係）

援助活動報告書は3枚綴りになっています。

1枚目はセンターに翌月の5日までに提出してください。

2枚目は利用会員に渡します。領収書も兼ねます。

3枚目は協力会員の控えです。

### 援 助 活 動 報 告 書

協力会員	会員番号	<b>20001</b>	氏名	<b>宮城 花子</b>	
援助実施日時	○月 ○日 <b>15時30分～17時30分</b> まで				
援助実施場所	① 協力会員宅 2 利用会員宅 3 その他 ( )				
利用会員	会員番号	<b>10001</b>	氏名	<b>柴田 町子</b>	
子どもの名前(年齢)	1	<b>健太</b>	( <b>5</b> 歳)	性別	男・女
	2	<b>佳奈</b>	( <b>1</b> 歳)	性別	男・女
援助依頼内容	① 保育施設等への送迎 ② 子どもの預かり				
援助依頼理由	① 仕事 ② 習い事や講座の受講 ③ 出産及び産後の乳幼児の世話 ④ 保護者の病気 ⑤ 家族の病気介護等 ⑥ 冠婚葬祭 ⑦ 学校・保育所等の行事 ⑧ その他 ( )				

#### 【援助活動の内容】

時 間	活 動	援助の内容・子どもの様子
<b>15:30</b>	<b>送迎</b>	<b>西船迫保育所へ迎え(徒歩)</b>
<b>16:00</b>	<b>排泄</b>	<b>かなちゃん おむつ交換</b>
<b>17:00</b>	<b>おやつ</b>	<b>けんちゃん おやつ</b>
<b>17:30</b>	<b>確認</b>	<b>母迎え</b>

※ 活動の欄には、食事(ミルク)、おやつ、排泄、睡眠、あそび、送迎等を記入してください。

#### 【報酬等】

報 酬		(内訳) <b>600</b> 円× <b>2</b> 時間 = <b>1,200</b> 円
	<b>1,800</b> 円	(内訳) <b>600×1/2</b> 円× <b>2</b> 時間 = <b>600</b> 円
キャンセル料	円	(当日・連絡無) 円× 時間 = 円
交 通 費	円	公共交通機関の運賃(経路 ) 円 自家用自動車(経路 km) 円
食 事 代	円	円
お や つ 代	円	円
そ の 他 実 費	円	(内訳) 円
合 計	<b>1,800</b> 円	

#### 【援助活動結果確認】

上記について確認し、報酬を支払いました。	利用会員氏名 <b>柴田 町子</b>
令和〇〇年〇月〇日	
上記について報告し、報酬を受け取りました。	協力会員氏名 <b>宮城 花子</b> (宮城) 印

## 柴田町ファミリー・サポート・センター事業 Q&A

### 【会員登録】

Q1：会員登録後、登録内容や会員区分を変更することはできますか？

登録内容や会員区分の変更は可能です。変更する場合は、センターへ「会員登録変更届」を提出してください。

Q2：転勤などで柴田町から転出する場合は、何か手続きが必要ですか？

柴田町から他市町村に転出した場合、会員の資格を失い退会となります。その場合はセンターへ「退会届」の提出とあわせて、「会員証」を返還してください。

### 【利用会員】

Q3：センターへ依頼すれば、必ず利用はできるのでしょうか？

本事業は、子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方が共に会員となり、お互いの立場を理解し合い、信頼関係を築いた上で援助活動を行うことにより成り立っています。場合によっては、調整ができない場合もありますので、その際はご了承ください。

Q4：預ける協力会員は同じ地区の方ですか？また、いつも同じ方ですか？

依頼内容によって、同じ地区の方がよいか、職場の近くの方がよいか等を考慮しながら援助可能な協力会員をセンターで調整します。お知り合いの協力会員や動物を飼っていない協力会員など、希望があれば依頼の際にご相談ください。

また、お子さんにとって同じ協力会員が好ましいと思いますので、できるだけ同じ方に依頼するように努めます。しかし、協力会員の都合によっては別な方をお願いすることもあります。センターが紹介した協力会員に必ずお願いしなければいけないというわけではありませんので、利用会員の希望をお聞かせください。

Q5：風邪をひいている子どもを預かってもらえますか？

子どもが病気の時の預かり、病気やケガの子どもを病院へ連れて行くといった援助は行いません。協力会員の負担にならないように援助活動を行うためです。ただし、子どもが援助活動中に具合が悪くなったときやケガをしたときは、利用会員に連絡し、必要があれば病院へ連れて行きます。

Q6：兄弟で預けることはできますか？その場合、報酬はどのようになりますか？

「利用会員1人」対「協力会員1人」であれば、兄弟を預けることができます。兄弟で預けたいことを援助の申込みの際にお話ください。なお、兄弟でお願いしたい場合、2人目以降のお子さんは、半額になります。

Q7：援助活動をキャンセルする場合は、どうしたらよいでしょうか？

キャンセルする場合は、利用会員から協力会員とセンターへ速やかに連絡してください。

### 【協力会員】

Q8：会員登録前にセンターが実施する講習は必ず受講しなければいけませんか？

協力会員は活動前に講習を受講していただきます。ただし、次の方は講習の一部が免除されます。

- 保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、保健師の資格を有しその職に就いていた方
- 子育てサポーター養成講座を修了しサポーターとして実務経験がある方

Q9：センターから援助の依頼があったが、都合が悪い場合はどうしたらよいでしょうか？

入会申込時にあらかじめ都合のよい曜日・時間を記入していただき、それを参考に依頼していますが、万が一都合が悪いときは、断っていただいてもかまいません。

援助できる時間の状況が変わった時には、センターに「会員登録変更届」を提出してください。

### 【援助活動】

Q10：協力会員に直接、援助活動を依頼してもよいでしょうか？

申込みは、センター（アドバイザー）を通して行います。申込みのない援助活動において事故があった場合は、ファミリー・サポート・センター補償保険（P5参照）が適用されません。

Q11：事前打合せはどのように行えばよいでしょうか？

利用会員とお子さん、協力会員にアドバイザーも加わり、センターで行います。利用会員があらかじめ記入した「事前打合せ書」をもとに、緊急連絡先、子どもの状況、援助依頼内容等を十分話し合ってください。事前打合せは、お子さんのみならず会員同士の理解を深め、よりよい援助活動を行えるようにすることが目的です。

Q12：利用会員の急用・急病で事前打合せをする時間がないときは？

事前打合せを行わずに援助を受けることはできません。急用・急病に備えてあらかじめ顔合わせと預かり時に気を付けてほしいことなどについて事前打合せを行っておくことをお勧めします。

Q13：センターの開設時間外に利用会員の急用・急病で援助を受けたいときは？

センターの開設時間外に利用会員の急用や急病などで緊急的な援助が必要なときは、あらかじめ事前打合せを行っている協力会員に直接依頼し、協力会員が依頼を承諾した場合に限り援助を受けることができます。利用会員は速やかにセンターへ連絡してください。

Q14：子どもの塾や習い事など、他の場所に連れて行ってもらうことはできますか？

協力会員の承諾があればできます。依頼が複雑になる場合は、間違いがないように、詳しく事前打合せを行ってください。その場合の活動時間は、送迎の時間も含み、協力会員が実際に子どもを預かっている時間の合計です。また、利用会員は、事前に送迎先の責任者に協力会員が送迎することを連絡しておいてください。

Q15：利用会員が病気の場合、協力会員に家まで子どもを迎えに来てもらえますか？

協力会員の承諾があればできます。交通費がかかる場合、利用会員は協力会員に実費を支払います。

Q16：利用会員の代わりに別の者が協力会員宅に子どもを迎えに行くときは？

利用会員の都合により、会員以外の方が協力会員宅へ子どもを引取りに行く場合は、事前に利用会員本人がその旨を協力会員へ連絡してください。

Q17：預かってもらってから、時間の延長はできますか？

協力会員の承諾があればできますが、協力会員の負担になりますので、時間の延長は極力避けてください。

Q18：複数の子どもを預かることはできますか？

複数の利用会員の子どもを預かることはできません。ただし、1人の利用会員の子どもを兄弟で預かることを依頼された場合、協力会員が複数の子どもを預かることができる状況であれば可能です。

Q19：協力会員の家族が子どもを預かってよいでしょうか？

協力会員とともに、家族で預かるのはかまいませんが、会員登録をしていない方が単独で預かることはできません。

ファミリー・サポート・センター補償保険（P 5 参照）が適用されません。

Q20：キャンセル料が発生した場合、どのようにしたらよいですか？

協力会員は、「7. 報酬等の基準 報酬 (5)キャンセル料」(P 4)を参考にして報酬の計算をしてください。

- ①「援助活動報告書」の「援助活動日時」及び「利用会員」の欄に予定されていた日時及び会員氏名を記入
- ②「援助活動の内容」の欄にキャンセルを受けた時刻等（例えば「〇月〇日〇〇時キャンセルの連絡あり」、「キャンセルの連絡なし」など）を記入
- ③「報酬等」の欄に計算した金額を記入

利用会員は、早急に協力会員宅に行き、援助活動報告書の内容を確認し、キャンセル料を支払ってください。

Q21：援助活動の終了後は、どのようにすればよいでしょうか？

協力会員は、援助活動が終了するまでに「援助活動報告書」を記入します。利用会員は援助活動の内容を確認して記名します。報酬等を支払い、協力会員が受領印を押した後に、両会員が1枚ずつ報告書を保管します。協力会員は、「援助活動報告書」を1ヶ月分まとめて翌月の5日までにセンターへ提出してください。

【その他】

Q22：センター（アドバイザー）と会員は、どのような関係にありますか？

センター（アドバイザー）は、会員相互の援助活動が円滑に行われるように調整をする役割です。センター（アドバイザー）は、会員相互に指示を出すことはなく、活動を強制することはありません。

- アドバイザーは、利用会員からの援助依頼の申込みに協力会員を紹介しますが、その人の援助を受けるかどうかは利用会員の意志に基づくものです。
- 援助を行う時間及び内容は、協力会員の都合によって決まるもので、アドバイザーの指示によるものではありません。
- 会員間の援助活動の調整を行うにあたってトラブルを避けるために、適切なアドバイスを行うことはありますが、援助活動について、指揮監督を行うものではありません。
- 援助活動において疑問が発生した場合は、アドバイザーに相談して下さい。

## ファミリー・サポート・センター補償保険 Q&A

Q1：協力会員傷害保険は、利用会員（子どもを預ける親）にも適用されますか？

適用されません。協力会員傷害保険は、援助活動中の協力会員、両方会員にのみ適用される保険です。

Q2：子どもを迎えに行くとき、自宅からではなくスーパーから保育所に行きたいのですが、スーパーから保育所に行く途中にケガをした場合、協力会員傷害保険は適用されますか？

適用されません。協力会員傷害保険の補償は、協力会員の自宅と利用会員の自宅あるいは利用会員が指定する場所までの通常経路のみに適用されます。

Q3：預かった子どもが、自転車で遊びに行つてケガをした場合、子ども傷害保険は適用されますか？また、預かった子どもが、友達の家に遊びに行つてその友達の家でケガをした場合、子ども傷害保険は適用されますか？

いずれの場合も適用されます。ただし、利用会員がさせてほしくない遊びもありますので、預かるときによく話し合つて同意を得てください。

Q4：預かった子どもを連れて外出をしたいのですが、外出中子どもがケガをした場合、子ども傷害保険は適用されますか？

適用されます。ただし、Q3同様、預かるときに利用会員の同意を得てください。

Q6：預かった子どもが近所のお宅の窓ガラスを割り、賠償請求された場合、賠償責任保険は適用されますか？

適用されます。ただし、示談交渉は保険会社からの助言に基づき協力会員が被害者との間で示談交渉を進めていただくことになります。

Q7：援助活動中、預かった子どもがケガをした場合、見舞い品を持って子どもの家へ見舞いに行ったときは適用されますか？

子どもへの見舞い品を購入した場合、支出した金額が支払われます（被害者1名につき10万円限度で社会通念上妥当なものに限る）。なお、保険金の請求にあたっては、領収書が必要となります。

Q8：預かった子どもが着ていたジャケットを公園で紛失した場合、また、親から借りていたベビーカーを壊した場合、賠償責任保険は適用されますか？

適用されません。賠償責任保険においては、預かった物の損害については、現金のみが対象となります。



Q9：預かった子どもに協力会員の子どもがケガをさせられた場合、あるいは家のものを壊された場合、保険は適用されますか？

保険の適用はされませんが、ファミリー・サポート・センター補償保険には「お見舞金制度」があり、その対象となります。ただし1活動につき複数の事故があっても1事故として30,000円を限度に支払われます。

Q10：子どもの送迎に自動車を使用したいですが、自動車で行ってケガをした場合、保険は適用されますか？また、自転車の場合はどうですか？

自動車の場合、協力会員傷害保険と子ども傷害保険は適用されます。しかし、賠償保険は適用されません。例えば、協力会員が預かった子どもを乗せて利用会員宅へ送りに行く途中、協力会員のミスで自動車事故を起こし、自分と子どもがケガをした場合、協力会員傷害保険と子ども傷害保険は適用されます。賠償保険は適用されませんので、ぶつかった相手の車、協力会員の車の修理等には適用されません。

※自動車保険は、本保険の中に組み込まれていません。

自転車の場合は、協力会員傷害保険、子ども傷害保険、賠償責任保険とも適用されません。

Q11：別居している祖父母も同じ会員で、子どもを預かってもらいケガをした場合、保険は適用されますか？

保険は適用されません。本事業は、親族の手助けを期待できない場合、センターに協力会員の斡旋をお願いするものですから、親族に預ける場合、センターが関与する必要はないものと考えます。

本保険では、センターが調整した援助活動中に発生した事故に対して補償されます。

Q12：子どもが食中毒になった場合はどうなりますか？

子ども傷害保険では、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒は補償されません。なお、賠償責任保険については、協力会員が調理した食物により食中毒になった場合など、協力会員に過失がある場合には適用されます。

## 柴田町ファミリー・サポート・センター

柴田町船迫こどもセンター内

### 開設時間

月曜日～金曜日（平日）午前9時～午後4時

※年末年始（12月29日～翌年1月3日）は休みです

〒989-1606

柴田町大字船岡字若葉町10-16

TEL : 070-5466-5037

0224-87-7871

FAX : 0224-54-4040

E-MAIL : [famisapo@town.shibata.miyagi.jp](mailto:famisapo@town.shibata.miyagi.jp)